

空き家活用のための家財道具等処分支援事業実施要綱

(目的)

第1 この事業は、空き家の所有者又は入居者等が家財道具等の処分を行うのに要する経費に対して補助することにより、県外からの移住希望者に提供可能な住まいを確保し、本県への移住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報提供制度 市町村空き家バンク等、市町村が空き家の登録又は紹介を行う制度
- (2) 補助対象空き家 空き家情報提供制度に登録又は登録を予定する物件
- (3) 県外からの転入者 補助金の交付申請日において、次の①又は②のいずれかに該当する者。ただし、転勤又は就学等に伴い一時的に居住又は居住を予定する者を除く。
 - ① 県内に住所を有しておらず、県内への転入を予定する者
 - ② 県内に住所を有して3月を経過しない者

(実施主体)

第3 この事業の実施主体は、市町村とする。

(補助対象者)

第4 この事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象空き家の所有者（売却若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者を含む。）。ただし、補助対象空き家の売却又は賃貸に係る契約が成立した（契約が確実な場合を含む。）所有者については、入居者が県外からの転入者である場合に限る。
- (2) 空き家情報提供制度を通じて補助対象空き家に入居又は入居を予定する県外からの転入者。

(補助対象経費)

第5 この事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象空き家に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 家財道具等の搬出及び処分に要する経費
- (2) 前号に付帯する清掃に要する経費

(補助金の額)

第6 この事業により市町村が交付する補助金の額は、市町村長が別に定めるところによる。

(県の補助)

第7 県は、新潟県移住者受入体制支援モデル事業補助金交付要綱に基づき、この事業の実施に要する経費の一部を、予算の範囲内で市町村に補助する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。